

# スマート農業技術活用促進法

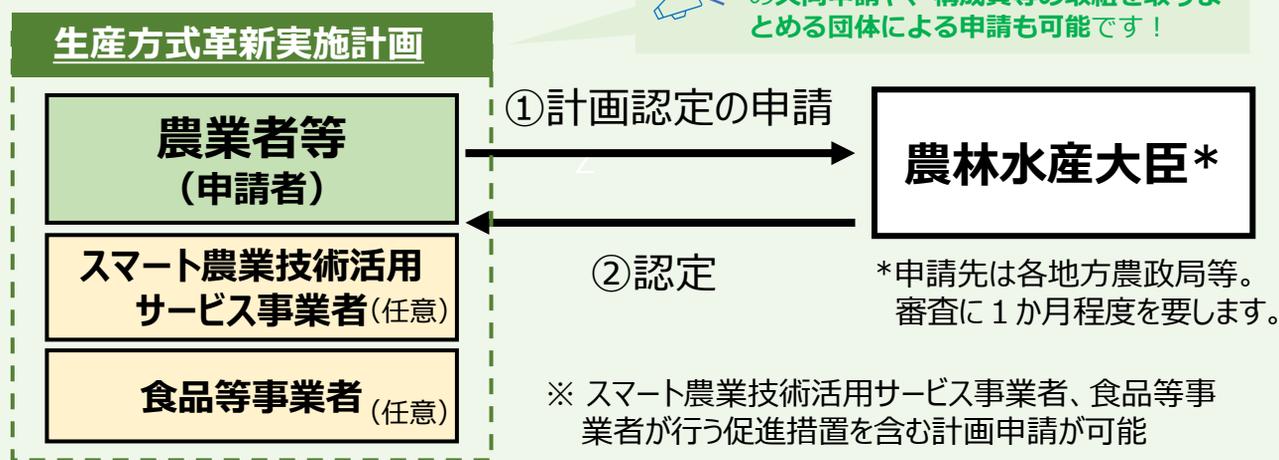
「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで  
さまざまなメリット措置が受けられます。

## 対象者

- ・ 農業者又はその組織する団体（農業法人・JA等）
- ・ スマート農業技術活用サービス事業者
- ・ 食品等事業者

※申請は農業者又はその組織する団体が行う必要があります。

## ● 生産方式革新実施計画のスキーム



## 計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

## 計画認定による予算上のメリット措置

- **6年度補正予算・7年度当初予算**において、産地生産基盤パワーアップ事業をはじめとした関連予算について、**計画の認定を受けることによる優遇措置**を設けています。

## 認定の対象となる事業活動

**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入**をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ① 農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ② 情報通信技術を用いた技術
- ③ 農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術



費用対効果が見込めるよう、農作業の受託やスマート農業機械のリース・レンタル等のサービスの利用やグループでの共同利用を通じた共同申請も検討ください。（P3も参照）

## スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)



直播ドローンの活用



直播適性の高い品種の導入



ロボットトラクタの活用



出典：  
大区画化前圃場は国土地理院空中写真

ほ場の大区画化



無人運搬ロボットの活用



省力樹形の導入による動線の確保



搾乳ロボットの活用



フリーストール式畜舎の導入



スマート農業技術による農作業の効率化・身体への負担の軽減・経営管理の合理化等の効果を十分に発揮させる生産方式に新たに取り組み、スマート農業技術を活用する取組が対象です。

### ● 相当規模（規模の要件）

- ・ 本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等の**おおむね過半**で取り組むこと。

### ● 相当程度（計画の目標）

- ・ 計画全体で農業の労働生産性\*を**5%以上**向上させること。  
\* 労働生産性…付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）／労働時間or取組人数
- ・ 本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。また、それが**正**となること。

### ● 実施期間

- ・ **原則5年以内**（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

その他の主な要件について、4枚目「認定審査の主なポイント」をご確認ください。

## スマート農業技術活用サービス事業者との連携

**スマート農業機械等を自ら所有せず**に、**スマート農業技術活用サービスを利用**※することで、スマート農業技術を活用する場合も対象です。

その際、連携するスマート農業技術活用サービス事業者（以下、サービス事業者）の取組も計画に含めて認定を受けることで、**サービス事業者も各支援措置を受けることができます**。

- 「スマート農業技術活用サービスを利用すること」とは、
  - ① ドローンによる農薬散布やロボットコンバインによる収穫等の農作業受託
  - ② 収穫ロボット等のスマート農業機械のレンタル・シェアリング
  - ③ スマート農業技術を使いこなす人材の農業現場への派遣
  - ④ データの分析等を通じた栽培管理の見直しや作業体系の最適化の提案等のサービスを利用することをいいます。

## 食品等事業者との連携

スマート農業技術や新たな生産方式の導入にあたっては、その取組内容によっては、**食品等事業者による新たな流通、販売等の方式の導入**※を一体的に実施することが効果的です。

その際、連携する食品等事業者の取組も計画に含めて認定を受けることで、**食品等事業者も各支援措置を受けることができます**。

- 「食品等事業者による新たな流通、販売等の方式の導入」とは、
  - ① スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入
  - ② 農業者等から提供を受けたデータの有効な活用方法の導入
  - ③ 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施方法の導入をいいます。

※ スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者が設備等の導入を伴う取組を実施する場合。当該設備によるサービスの総量や農産物の総調達量のおおむね過半が生産方式革新事業活動に関係して行われる必要があります。

## 手続きフロー



- ① まずは所在地を管轄する地方農政局等（環境・技術課）まで御相談ください。
- ② 地方農政局等（環境・技術課）に申請書を御提出ください。
- ③ 申請者に対して認定通知を行います。また、生産方式革新事業活動の概要等を公表いたします。

## 認定審査の主なポイント

①経営上の課題	労働力の確保など、スマート農業技術の活用に <b>必要な背景が記載されている</b> か否か。
②実施期間	実施期間が <b>5年以内</b> となっているか。
③目標	労働生産性が <b>5%以上向上</b> する計画となっているか否か。
④スマート農業技術	スマート農業技術であるか否か。
⑤新たな生産の方式の導入	スマート農業技術の実施による <b>農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入</b> に取り組む内容となっているか。
⑥ ④と⑤の関係性	スマート農業技術の実施による <b>農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入</b> に取り組む内容となっており、かつ、経営上の課題を解決する内容となっているか。
⑦相当規模について	④と⑤に係る <b>事業活動により生産する農産物の作付面積又は売上高</b> が当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高の <b>おおむね過半</b> となっているか。
⑧費用対効果	スマート農業技術の活用に必要な費用に比して、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模の内容となっているか。
⑨所得	実施期間終了後、 <b>計画全体で農業に係る所得が実施前と比較して維持され、かつ黒字</b> となる計画となっているか否か。
⑩実施体制	生産方式革新事業活動の実施主体である農業者等について、基本方針第一2(1)及び(3)の内容に照らして、各々の者が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であり、かつ、複数の農業者等が共同で実施する場合は、当該農業者等が有機的に連携し、それらの取組が生産方式革新事業活動として一体性を有するものとなっているか。
⑪その他の事項	農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意しているか。

**Q** 既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。

**A** 既にスマート農業技術を活用している場合でも、当該技術に合わせた生産の方式を新たに実施する場合や、当該生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。

**Q** 個人の農業者も申請できますか。

**A** 申請可能です。その際、費用対効果の確保に留意ください。費用対効果が得られないことが見込まれる際は、サービス事業者を活用してスマート農機のレンタルや農作業の委託を行うことや複数の農業者によるスマート農機の共同利用などを検討ください。

